特別支援学級における教育課程の編成について





西部教育事務所

- 1.特別支援学級とは
- 2. 特別支援学級の教育課程
- 3. 指導と評価
- 4. 交流及び共同学習

1. 特別支援学級とは

学びの場

- ○通常の学級
- ○通級による指導(在籍は通常の学級)
- ○特別支援学級
- ○特別支援学校

1.特別支援学級とは

特別支援学級は、小・中学校、義務教育学校において障害のある児童生徒を対象とし、障害の状態等に応じた指導を行うために特別に編成された学級です。弱視者、難聴者、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び自閉症・情緒障害者の区分に従って、8人を上限として編成されます。

<u>通級による指導</u>は、小中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する<u>知的障害を除く</u>障害のある児童生徒に対して、各教科の大部分の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた<u>特別の指導</u>を特別の場(通級指導教室)で行うものです。

特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動の指導を指します。

1. 特別支援学級とは

特別支援学級入級の対象

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、 自閉症・情緒障害のある児童生徒が対象となりますが、医療機関から診断を 受けているということのみで、特別支援学級の入級対象となるわけではありま せん。

対象となるのは、その中で、<u>通常の学級における合理的配慮を含む必要な配慮を受けても</u>、通常の学級における指導では、指導内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある児童生徒が対象になります

それぞれの学びの場の対象となる障害の程度については、「障害のある子供の教育支援の手引き」に記載されています。

(障害のある子供の教育支援の手引き 令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) (平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

教育課程編成の責任者は学校長ですが、全教職員の協力のもとに編成が行われる必要があります。また、「特別支援学級担当者」には、特別支援学級の教育課程編成の原案づくりを担うという、中心的役割があります。前年度の教育課程を基本としながら、在籍する児童生徒の障害の状態や特性、発達段階や能力などを十分に把握して編成することが大切です。

教育課程は関連する法令に従い、学校教育の目的や目標を達成するために、 教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において総合 的に組織した各学校の教育計画です。

教育課程は<u>学習指導要領に基づいて編成されるもの</u>です。学習指導要領は、学校教育において一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成および実施に当たって従うべきものです。しかし、必要がある場合には、各学校の判断により、児童生徒の学習状況や実態などに応じて学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能とされています。

(小学校学習指導要領第Ⅰ章総則第2の3(Ⅰ)ア及びイ、中学校学習指導要領第Ⅰ総則第2の3の(Ⅰ)ア及びイ)

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象として特別に編制された学級です。 特別支援学級の教育課程は、小中学校学習指導要領を原則としていることから、通 常の学級と同じように各学校の学校教育目標を踏まえて編成します。

しかし、特別支援学級では、障害のある児童生徒を対象としているので、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用することが難しい場合があります。そこで、特に必要がある場合は、学校教育法施行規則第138号に示されている「特別の教育課程」を編成することができます。

特別支援学級は、小中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれに学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

- ② 特別支援学級における特別の教育課程(第1章第4の2の(1)のイ)
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援 学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容 <u>を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児</u> <u>童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする</u>などして、 実態に応じた教育課程を編成すること。

参考:文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』平成29年7月 P.108 『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』 平成年29年7月 P.106-107

知的障害者である児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定する ための手続き例

① 学級の児童生徒の実態把握

- 在籍児童生徒一人ひとりの障害の状態(障害の程度、発達段階、認知特性、 興味・関心、身辺処理、生活、学習環境など)を把握します。
- 小・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容について、児童生徒の習得状況や既習事項を確認します。

②「特別の教育課程」の検討

- 当該学年の学習が困難な場合は、当該学年より下学年の各教科の目標及び内容、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害のある児童生徒を教育する特別支援学校小・中学部の各教科の目標および内容に替えることを検討します。
- ●「自立活動」を取り入れます。
- 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標 および内容に替えた教育課程を編成している場合は、「各教科等を合わせた指 導」を取り入れることを検討します。
- ●学習指導要領の目標と内容を踏まえ、各教科等の年間指導計画を作成します。

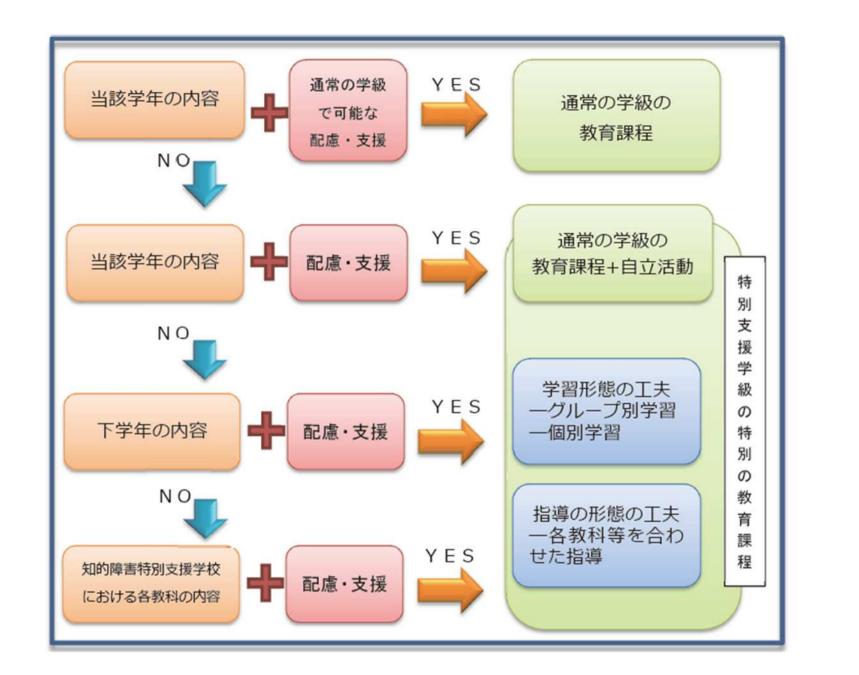
知的障害者である児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定する ための手続き例

特別支援学級における教育課程

<各教科の目標設定に至る手続きの例>

- a 小(中)学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、 次の手順で児童生徒の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・ 該当学年の各教科の目標及び内容について
 - 該当学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部(中)学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校小(中)学部の各教科の目標及び内容についての取り扱いを検討する。
- c 児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、小(中)学校卒業までに育成を目 指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の<u>系統性を踏まえ、</u>教育課程を編成する。

参考:文部科学省 『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』平成29年7月 p.109~110 『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』平成29年7月 p.108-109



「説明責任(アカウンタビリティ)」と「合意形成」

特別支援学級は、少人数で学習したり、各教科等を合わせた指導の形態があったり、交流及び共同学習として通常の学級に行ったりするなど、通常の学級とは異なった学習の形態をとっています。「うちの子に、なぜその授業が必要なのか」と保護者に尋ねられた時、学校は、<u>児童生徒の実態に応じた、目的のある学習内容であることを説明することが</u>求められます。

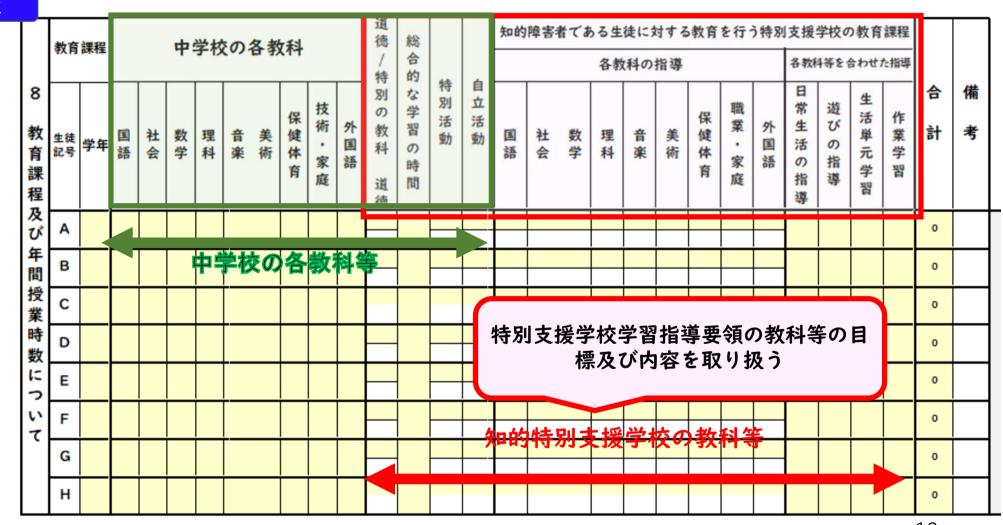
小学校

別紙様式3-1 (知以障人のある児童の教育課程)記入例



別紙标記3-2 (以学校用)

中学校



小学校

別紙様式3-1 (知的障害のある児童の教育課程)記入例

	教育	課程				小学	校	の各	教科				特別	al	総合公			知的阿		ある児			育を行			校の教 合わせが			
8 教育課	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	の教科 道徳	外国語活動	的な学習の時間	特別活動	自立活動	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習	合計	備考
程	Α	小2											35			35	70	35	140	105	35	35	35	105	70	210		910	
及	^	,, -															(35)	(35)	(105)	(70)	(35)	(35)	(70)	100	, ,			,,,	
び	В	小3						60	60		105		35	35	70	35	55	70	175	140						140		980	
年	_	1.0						00	00		100				, •		(35)	(35)	(35)	(35)								700	
間 授	С	小5	160	100	155	105	1	50	50	60	90	70	35		70	35	35											1015	
業	~							-																					
時	7																											0	

パターン①

通常の教育課程+自立活動 (該当学年の内容)

Cのような記入になります。 必ず、自立活動の時間を設定します。

想定される児童

- ・知的障害のない児童
- ・知的障害があっても、本人・保護者の 要望等により高等学校進学を検討され ている児童 等

中学校

別紙様式3-2 (知的障害のある生徒の教育課程) 記入例

	教育	課程			中	学校	その :	各教	科			坦徳 / 特	総合公			知的	障害者	皆であ		徒に対		教育	を行う)特別	<u> </u>)教育			
8 教育課程	生徒記号	学年	围落	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別の教科 道徳	的な学習の時間	特別活動	自立活動	围語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習	合計	備考
及び	Α	中1										35	50	35	(35)	70 (50)	(35)	70 (35)	35		35	70	(35)	(70)	140		140	105	1015	
年間	В	中 2					35	35	105			35	70	35		(35)	70	70	(70) 35 (35)	(10)	(10)	(35)	35 (35)	70	70		35	140	1015	
授業	С	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	35	35	35	70						And the second s								1015	
時数	D																												0	

パターン①

通常の教育課程+自立活動 (該当学年の内容)

Cのような記入になります。 必ず、自立活動の時間を設定します。

想定される生徒

- ・知的障害のない生徒
- ・知的障害があっても、本人・保護者の 要望等により高等学校進学を検討され ている生徒 等

小学校



パターン(2)

通常の教育課程+自立活動 (下学年の内容)

Cのような記入になります。

- 必ず、自立活動の時間を設定します。
- ※特別支援学級調査では、通常の教育課程(該当学年・下学年の内容)+自立活動は、表記上同じになります。

想定される児童

- ・知的障害のある児童で当該学年の 内容で学習が難しい児童
- ・病弱等で学習空白の期間が生じている 児童生徒 等
- ※在学期間に提供すべき教育内容をよく 見極める必要があります。

中学校

	教育	課程			中	学校	その :	各教	科			坦德	総			知的	障害者	皆であ	る生	徒に対	付する	教育	を行う	特別	支援	学校0	教育	課程		
					•				•••			/ 特	合的						各教	科の	指導				各教科	等を台	わせが	:指導		
8 教育課程	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	別の教科 道徳	な学習の時間	特別活動	自立活動	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習	合計	者
及	Α	中1										35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35	140		140	105	1015	
び	(т.					15								(35)	(50)	(35)	(35)	(70)	(10)	(10)	(35)	(35)	(70)	140		140	100	1013	
年	В	中2					35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35				35	70	70		35	140	1015	
間															(35)	(35)	(35)	(35)	(35)				(35)	(35)						
授業	С	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	35	35	35	70														1015	
莊	2																												_	

パターン(2)

通常の教育課程+自立活動 (下学年の内容)

Cのような記入になります。

- 必ず、自立活動の時間を設定します。
- ※特別支援学級調査では、通常の教育課程(該当学年・下学年の内容)+自立活動は、表記上同じになります。

想定される生徒

- ・知的障害のある生徒で当該学年の 内容で学習が難しい生徒
- ・病弱等で学習空白の期間が生じている 生徒 等
- ※在学期間に提供すべき教育内容をよく 見極める必要があります。

小学校



パターン③

通常の教育課程+知的障害特別支援学校の教育課程+ 自立活動

Bのような記入になります。

- 必ず、自立活動の時間を設定します。
- ※この場合、「音楽」「図画工作」「体育」は、交流学級で授業を受けているという意味ではなく、該当学年若しくは下学年の目標及び内容で学習しているという意味になります。

想定される児童

・知的障害のある児童で、一部の教科が当該 学年の内容若しくは下学年の内容で学習が 困難または不可能なもの

0

中学校

	教育	課程	Г		山	学杉	<u>ص</u> غ	久叔	科			坦德	総			知的	障害者	きであ	る生	徒に対	すする	教育	を行う	特別	支援	学校0	教育	課程		
	4X F3	DA 11			1	3 1)	(0)	D 4)	117			/特	合的						各教	科の	指導				各教科	半等を有	合わせが	た指導		
8 教育課程元	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	別の教科 道徳	な学習の時間	特別活動	自立活動	番語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習	合計	備考
及 び	Α	中1										35	50	35	70	70		70	35	35	35	70		35	140		140	105	1015	
												0.5		0.5	(35)	(50)	(35)	(35)	(70)	(10)	(10)	(35)	(35)	(70)						
年	В	中2					35	35	105			35	70	35	-		70	70	(5000)				35	70	70		35	140	1015	
間															(35)	(35)	(35)	(35)	(35)				(35)	(35)						
授業	С	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	33	35	33	70														1015	
時数	D																												0	

パターン③

通常の教育課程+知的障害特別支援学校の教育課程+ 自立活動

Bのような記入になります。

- 必ず、自立活動の時間を設定します。
- ※この場合、「音楽」「美術」「体育」は、交流学級で授業を受けているという意味ではなく、該当学年若しくは下学年の目標及び内容で学習しているという意味になります。

想定される生徒

・知的障害のある生徒で、一部の教科が当該 学年の内容若しくは下学年の内容で学習が 困難又は不可能なもの

小学校



パターン(4)

知的障害特別支援学校の教育課程(自立活動を含みます)

Aのような記入になります。

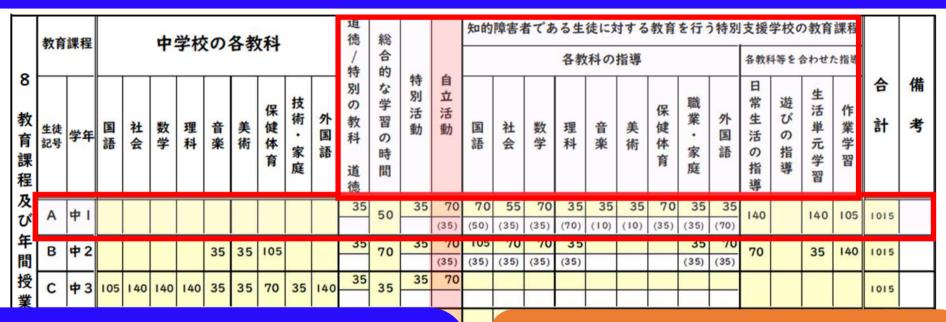
想定される児童

・知的障害のある児童で、該当学年若しくは 下学年の内容で学習が困難又は不可能なも の

20

0

中学校



パターン4

知的障害特別支援学校の教育課程 (自立活動を含みます)

Aのような記入になります。

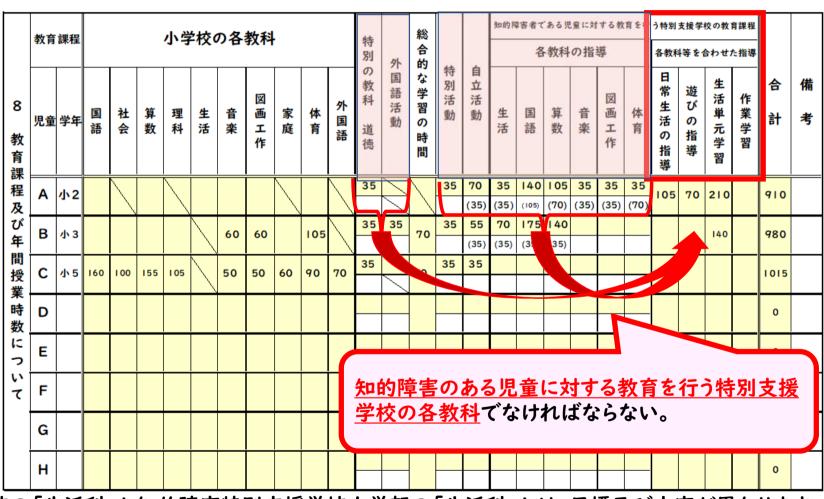
想定される生徒

・知的障害のある生徒で、該当学年若しくは 下学年の内容で学習が困難又は不可能なも の

0

小学校

別紙様式3-1 (知的障害のある児童の教育課程)記入例



※小学校の「生活科」と知的障害特別支援学校小学部の「生活科」とは、目標及び内容が異なります。

中学校

別紙様式3-2 (知的障害のある生徒の教育課程) 記入例

	粉杏	課程			rts i	学杉	אא	夕 契	+4:l			道德	総			知的	障害	者であ	る生	徒に対	すする	教育	を行う	特別	支援	学校0	の教育	課程		
	教育	体性			4.	5 1)	(U)	谷子	ኢተተ			/特	合的						各教	科の	指導				各教科	科等を	合わせが	た指導		
8 教育課程	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	別の教科 道徳	な学習の時間	特別活動	自立活動	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習	合計	備考
及 び	Α	中1										35	50	35	(35)	70 (50)	(35)	70 (35)	(70)	(10)	(10)	70 (35)	(35)	35	140		140	105	1015	
年間	В	中2					35	35	105			3 5	70	35	70 (35)	(35) (35)	70 (35)	70 (35)	-	(10)	(10)	(35)	35 (35)	70 (35)	70		35	140	1015	
授業	С	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	3.		35	70														1015	
米時数	D																												0	
に	E																												0	
つい	F																		-				4.4				L 1			
て	G												_	凹的 学校											行	* うキ	寺別	支	<u>援</u>	
	Ξ												[-	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	_ `	J. 1	, ,	,	. ,	5	• 0						

※中学校の「技術・家庭」と知的障害特別支援学校中学部の「職業・家庭」とは、目標及び内容が異なります。

各教科等を合わせた指導

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学級において、知的 障害のある児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の目標および内 容に替えて教育課程を編成している場合は、児童生徒の実態と課題に応じて各 教科、道徳科、特別活動、自立活動、外国語活動の一部、または全部を合わせ て指導することができます。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等 で育成を目指す資質・能力を明確にしたうえで、カリキュラム・マネジメントの視 点に基づきPDCA サイクルで授業を展開することが必要です。また、知的障害 のある児童生徒の場合、学習で得た知識や技能を実際の生活場面で生かすこ とが難しいため、学校での生活を基盤にして、学習や生活の流れに沿って学ぶ ことが効果的です。このことから、従前より、「日常生活の指導」「遊びの指導」 「生活単元学習」「作業学習」として各教科等を合わせた指導が実践されてき ています。

なお、各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の目標および内容に替えた教育課程を編成している場合でも、特別支援学級では、小学校学習指導要領にならって、小学3年生以上では総合的な学習の時間を行います。

【生活单元学習 小学校 活動例】

クッキーを作って、交流学級の友達にプレゼントしよう!

〇近所のクッキー屋さんに行ってみる。

生活:お店の仕事、「働く人」について知る。

国語:お店の人に 何を聞くか決める。 インタビューをし、メ モをとる。

算数:購入するクッキー の値段を計算する。

〇作り方を調べる。

→ **国語**:図書館の本で調べる。パソコンで調べる。

生活:司書さんに コピーを依頼する。

〇ラッピングのデザインを考える。

✓ 図画工作: 友達が 事んでくれるラッ ピングを考える。

算数:袋、クッキー、メッセージカード 等適切な数やサイズを考える。

O材料を買いに行く。

 算数:電卓で計算する。お金を使用する。

Oクッキーを作る、試食する。

 生活:道具を安全に

 使う。衛生面について学習する。

算数:時間を計る。材料の重さを量る。

音楽: 楽しく試食できる BGMを選曲する。

〇友達にプレゼントする。

道徳:友達が喜んでくれるように、感謝の気持ちを伝える方法を考える。

国語:友達にメッセージカードを書く。

図画工作:学級のトレードマークを消しゴムはんこにする。メッセージカードに押す。

さらに、

〇学級でお店をオープンにする。

店名を考える(国語)。 看板を作る(図画工作)。 注文書を作る(国語)。 値段を決める(算数)。

招待状を作る(国語)。なども考えられます。

【作業学習 中学校 活動例】

コースターを作って文化祭で販売しよう!

「職業・家庭科」の目標及び内容が中心となります。

〇大きさ、形を決める。

国語:話し合い活動。自分の考えを言う。相手の考えを尊重する。

数学: L,M,S等 の大きさを決め、 測る。 職業・家庭: 同じ物 を大量に作れるよう、 板で型を作る。

〇注文を受け、集計する。

国語:注文書を作成する。挨拶や敬語、文章表現に気をつける。

数学:集計し、制作に必要なおおよその日数など予定を立てる。

〇さをりおり、裁断、縫製をする。

社会:お店で働く人に ついて学習する。身だし なみ、挨拶、マナーなど。

〇ラッピングをし、値段を決める。

数学:材料費等、販売利益等 → を計算し、値段を決める。電卓 を使って計算する。 美術:制作者のマーク をデザインし、シールプ リントする。

社会:商品の流通について学習する。

〇販売·集計をする。

国語:買い手を意識した言葉遣い、販売、挨拶をする。

数学:金種を理解し、適切な金額のやり取りをする。売り上げを計算する。

社会: 通帳を作り、郵便局へ行って売り上げを入金する。

さらに、

アンケートを取って、次回に改善する(国語)。

招待状を作る(国語)。なども考えられます。

「特別支援学級調査」を記入する際の留意点

<知的障害特別支援学校の教育課程を参考にした場合>

- 知的障害特別支援学校の教育課程を参考とする場合でも、小学3年生以上の場合は、「外国語活動」「総合的な学習の時間」を実態に応じて実施します。
- 自立活動は必ず実施します。
- 各教科の授業時数は、小中学校の各教科の授業時数を参考とします。(知的障害特別支援学校小学部の「生活科」は、「生活科」(小Ⅰ.2年)「理科」「社会」(小3年以上) 「家庭科」(小5.6年)、中学部の「職業・家庭」は「技術・家庭」と同等の年間授業時数と考えます。
 - ・上段・下段に分かれている教科等については、「各教科等を合わせた指導」ができる教科等を示しています。
 - ・上段+下段でその教科の年間授業時数になるようにします。(例えば、スライド26A生の数学科は年間 I 0 5 時間、内7 0 時間を「教科別の指導」、3 5 時間を「各教科等を合わせた指導」で行うことを示したものです。)
- 各教科等の下段の授業時数の合計と「各教科等を合わせた指導」の授業時数の合計が同じになることを確認します。
- 可能な限り35の倍数(小 | 年は34の倍数)にすることが望ましいです。
 - ・同じ教科内で、小中学校の各教科と知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程の各教科で授業 時数が分かれることはありません。
 - (例えば、主として、知的障害特別支援学校の教育課程を参考とし、一部下学年を取り入れる場合は、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程」に記入します。)
- 授業を受けている場(特別支援学級、交流学級という学習の形態)で判断し、記入するものではありません。
 (例えば、国語科で知的障害特別支援学校の教育課程を参考にしており、書写は、交流学級で授業を受けているという実態であった場合、国語科の授業時数が、小中学校の各教科に35時間、知的障害特別支援学校の教育課程の各教科の指導の国語科に140時間と分けて記入しない。この場合は、知的障害特別支援学校の教育課程の各教科の指導の国語科に175時間と記入する。)

例年見られる<u>不適切な事例</u>

チェ	. ツ	2	シー	r

自立活動の時間が設定されていない。
(0時間になっている)
各教科の授業時数が、小中学校の各学年の授業時数に準ずるものとなっていない。
(特に知的障害特別支援学校の教育課程を参考とし、各教科等を合わせた指導を編成した場合)
設定されていない教科がある。
(保健体育科が設定されていない など)
小中学校の各教科と知的障害特別支援学校の教育課程の各教科で重なりがある。
(例えば、中学校の技術・家庭と知的障害特別支援学校の職業・家庭の両方に時数があがって
いる。)
小中学校の各教科で、知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導を編成している。
知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導を編成する際、各教科等を合わせたものになって
いない。
(例えば、国語のみで各教科等を合わせた指導を編成している。)
知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導の授業時数を設定することに重きを置き、各教科
の時数が不自然な授業時数になっている。
(例えば、国語 I 5 時間、算数 4 6 時間、体育 9 時間で生活単元学習が 7 0 時間など)
自立活動の時間が、教科の学習保障をとれないような時数で設定されている。
(例:週に I O 時間設定。※必要であればこの限りではないが、学級一律に多くの時間設定されて
いる場合がある。) 27

- Q. 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。
- A. <u>学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。</u>このため、障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

(「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料)

指導要録の記載について

指導要録の様式については、各市町教育委員会において定められています。

評価については、個々の教育課程に応じて記載することになります。

学習する場(特別支援学級、交流学級という学習の形態)によって記載する欄が変わるものではありません。

各市町教育委員会により様式が異なることから、記載する欄及び内容も異なる場合があります。市町教育委員会にご確認ください。

特別支援学級に在籍している児童生徒は、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるようにします。

知的障害特別支援学校の教育課程を参考にした場合には、各教科の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述します。

障害のある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能となりました。

留意点

知的障害特別支援学級に在籍しているというだけで、文章記述での評価になるのではありません。

また、各教科等を合わせた指導(日常生活の指導、遊びの指導、 生活単元学習、作業学習)については、<u>合わせた各教科の目標に</u> <u>準拠して(教科ごとに)記載する必要があります。</u>

(「特別支援学校学習指導要領解説 各教科編P35」)

(例) 様式2 中学校(特別支援学級)

様式2 (指導に関する記録)

生 徒 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3
		学	級			
		整理社	番号			

id es	deff de 244 /rc	1	1 0		tel. co	deg
教科	観点学年	1	2	3	教科	観 点 学 年 1 2 3
	知識・技能					知識・技能
国	思考・判断・表現					思考・判断・表現
語	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度
	評定]	評定
	知識・技能	Ï			П	特別の教科道徳
社	思考・判断・表現				学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
숲	主体的に学習に取り組む態度				Ι.	
(39900)	評定				1	
	知識・技能					
数	思考・判断・表現				2	
学	主体的に学習に取り組む態度					
	評定				3	
	知識・技能	Ī			Г	総合的な学習の時間の記録
理	思考・判断・表現				学年	学習活動 観点 評価
		1			-	

知的障害特別支援学校の教育課程を参考とした教育課程 を編成していない場合、通常の学級の指導要録とほぼ同じ。 (観点別評価ABC、評定 I~5)

※小学校も同様(評定は1~3)

様式2(裏面)

生徒氏名

							- 1	行	動	1	0		58	1	躁						
1	質 目	$\overline{}$	学	年		1		2		3		項	Ħ		$\overline{}$	学	年	T	1	2	3
基本	的な生活習慣	Ę			T						Æ	いや	9 · 1	岛力							
建康	体力の向上	5.									4	命尊	重· I	自然多	き護						
自主	・自律				T		\neg		\neg		剪	労・	奉仕					7			
責任	感				T						2	æ.	公平								
創意	工夫										2	共心	· 公首	も心							
					T		コ														
				自	3	Ż	活	動		ת	記	録						T	入学	時の障害	の状態
学	l																	Т			
年 第2学年 第3																					

様式2の裏面に、「自立活動の記録」「入学時の障害の状態」の欄がある場合が多い。

※この様式でない場合でも、自立活動の記録は、必ず記載すること。

(例) 様式2 小学校

様式2(裏面)

(知的障害特別支援学級)

※知的障害特別支援学校の教育課程を参考にしている場合

4米1/2 (1日今年1/日日) の 田(米水)						
児 童 氏 名	学 校 名	区分 学年 1	2 3	4 5	6	児童氏名
		学 級				
		整理番号				

		各	教科	٠.	特	別	活	動	自	立	活	動	Ø	53	鎟			
学年	1		2		\perp		3				4					5		6
生																		
活													20124					
Dig			••••••	•••••	-				 *******						*********	***************************************	•	
語		2-311																
算											rfrovs vitis							
数													771884					
音																		
楽																		
				•••••	1		•		 	•••••				•			 	••••••

				特		別	0)	6	教	料		道		徳										
-	学	꿤	状	况	及	U	道	施	性	E	係	る	成	長	0)	様	子							
第 1 学 年									6	第 4 学 年														
第 2 学 年									1	第 5 学 年														
第 3 学 年									d	第 6 学 半								121						
	į.	行		動		の		記		録								Т	33	入学	時の	章害の)状態	
第 1 学年						第4学年																		
第 2 学年						第5学年																		
第 3 学 年						第6学年																		
	総	合	所	見	及	υ	指	導	Ł	参	考	٤	な	る	諸	#	項							_
第 1 学									3	第 4 单														

文章による記述で記載する。観点別の学習状況 を踏まえた評価を取り入れること。

※中学校も同様

4. 交流及び共同学習について

- Q. 交流及び共同学習の時間は、どのように設定したらよいですか。
- A. 特別支援学級に在籍している児童生徒には、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることも重要です。 通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供 一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホーム ルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うこ とが必要です。

また、教科学習についても、児童生徒一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通して実施することが必要です。

4. 交流及び共同学習について

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数 について

「障害のある子供の教育支援の手引き」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた授業を行うこと。

ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

令和4年4月27日付け 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) (「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

4. 交流及び共同学習について

<改善が必要な具体的な事例>

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、<u>多くの教科</u>について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・交流及び共同学習において、<mark>通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、</mark>必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

(「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」 令和4年4月27日付け 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知)

別紙様式2

5 交流及び共同学習の状況								
児童生徒記号	Α	В	С	D	E	F	G	н
教育課程内 (教科等名)								<
(週当たり時間数)								-
教育課程外								_
6 特別支援学級における指導の制	犬況							
児童生徒記号	Α	В	С	D	E	F	G	Н
総授業時数 (週当たり時間数)	0	0	0	0	0	0	0	
特別支援学級における指導時数 (週当たり時間数)								,
特別支援学級における指導時数-総授業時数	#DIV/0!							

- ※ 特別支援学級における指導時数÷総授業時数が、半数(50%)に満たない児童生徒については、下の欄から該当する理由 ①~④を選択すること(③を選択した場合については、どのような難しさがあるのか具体的に記載すること。④その他 を選択した場合については、理由を記載すること)。
- ① 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討しているため
- ② (令和4年度以前から入級している児童生徒)学びの場の変更(通級による指導)を行いたいが、自校及び近隣の学校に通級 指導教室が設置されていないため
- ③ 校内支援体制を整え、複数の異学年を合わせた指導など検討したが、校内の体制上対応が難しいため (具体的に右の欄に記入。)
- ④ その他(右の欄に理由を記載すること)

	児童生徒記号	③を選択した場合は、どのような難しさがあるのか具体的に記載 ④その他を選択した場合は、理由を記載
児童生徒記号		

交流及び共同学習に充てている教科等名を記入。 (年間指導計画による)

週当たり時間数に換算して記入。

給食・掃除・朝の時間、ホームルーム等。

各学年における標準授業時数を下回っていない か確認する。(計算式が入っています)

特別支援学級での指導を受ける授業時数を記入。(年間指導計画による)

- ※ 特別支援学級における指導時数÷総授業 時数が、半数(50%)に満たない児童生徒については、下の欄から該当する理由。
- ①~④を選択すること(③④を選択した場合については、具体的な理由を記載すること)。 ※「◆和4年度特別支援党級調本・と同時に要
- ※「令和6年度特別支援学級調査」と同時に配布された「別紙」を参考にすること。 37

☆年度末に取り組んでおくこと

	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・改善 ・児童生徒の実態 ・目標及び指導内容、学習の達成状況の記録 など
	次年度の教育課程についての協議・編成
	・自立活動 ・各教科等を合わせた指導 ・交流及び共同学習 など
	指導要録の作成
	引継ぎ
É>	Eな引継ぎ内容>
	本人・保護者の希望
	本人・保護者の希望 個別の教育支援計画(合理的配慮)
	個別の教育支援計画(合理的配慮)
	個別の教育支援計画(合理的配慮) 障害の特性や効果のあった指導・支援方法



☆年度始めに取り組むこと

	前年度からの引継ぎ(個別の教育支援計画・個別の指導計画)、実態把握
	特別の教育課程の編成(確認)
<	<準備すること>
	出席簿、名簿の作成
	教室環境(安全確認、採光や防音、掲示物の配慮等)※交流学級の教室環境も含む
	環境の整備(下駄箱・傘立て・ロッカー・机・椅子など)
	学級事務用品の整備
	教科書
	学級費や教材費の会計事務
	など
<	<確認すること>
	緊急連絡先
	登下校の通学路や通学方法
	放課後の生活、放課後児童クラブ 放課後等デイサービスの利用
	本人・保護者の教育的ニーズの確認
	(合理的配慮、学校生活上の配慮点、交流学級での活動)
	など

始業式・入学式での配慮

□ 式前後の動き(待機場所、交流学級とのかかわり、保護者の動き)※必要に応じて、リハーサルを行うことが有効です。□ 入退場、座席(交流学級とのかかわり、支援者の有無、必要な支援など)□ 呼名(支援の方法)□ とっさの対応(パニックや発作等)

参考:特別支援学級及び通級指導教室担当のための手引き 令和5年3月 佐賀県教育員会

校内支援体制

校務分掌

教育課程(指導の形態)

通常の学級での支援 (TT等)

特別支援学級で・交流学級で(学習の形態)

通級による指導



教育相談(不登校 傾向の児童生徒へ の支援)

学校全体で考える 教育的ニーズに応えるために ・学校の実情に応じて

<自己研鑽のための参考資料>

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (NISE)

- ・特別支援教育の基礎・基本
- ・障害種別の研究
- ・実践事例
- ・特別支援教育教材ポータルサイト 等

また、

- ○NISE 学びラボ (インターネットによる講座配信)
- ○発達障害教育推進センター(発達障害の理解・支援 等)
- ○インクルDB(「合理的配慮」実践事例データベース)
- ○特別支援教育リーフシリーズ(まずはここから① 等)
- Oすけっと(知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット)

など 多数の資料が掲載されています。

この研修についての質問は、SEI-NETメールにて受け付けます。

宛先:西部教育事務所

- ※CCに管理職の先生をつけてください。
- ※質問等に関しては、市町教育委員会と共有します。

バックアップ

事務所員が直接訪問させていただき、学校の様々なニーズにお応えします。 まずは、お電話でご相談ください。また、西部教育事務所HP内の「バック アップ要請書」をご覧ください。